

第9回 浜松市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

日時 令和2年5月15日（金）
午後3時30分～
場所 本庁5階庁議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 関係部局からの報告 ほか
- (2) 市長からのメッセージ ほか

3 密対策事業者支援事業の実施について

新型コロナウイルス感染症の影響長期化を見据え、国の専門家会議が示した「新しい生活様式」に対応するため、下記のとおり、事業者が3密対策を促進するための支援事業を行います。

記

1 対象業種

接客や密集、密接、密閉が高い業種で、浜松市内で以下の対象事業を運営する中小企業者・個人事業主を対象とします。（対象事業所数 約1万9千事業所）

小売業 保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む） 不動産業
物品賃貸業 写真業 宿泊業 飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
洗濯・理容・美容・浴場業 旅行業 衣服裁縫修理業 冠婚葬祭業 写真プ
リント、現像・焼付業 他に分類されないその他の生活関連サービス業
娯楽業 幼稚園 幼保連携型認定こども園 その他の教育，学習支援業一般
診療所 歯科診療所 助産・看護業 社会保険・社会福祉・介護事業
（経済センサス産業分類より）

※ 対象業種の詳細は別紙「3密対策事業者支援事業対象業種一覧」参照

2 支援内容

飛沫感染や接触感染を防止するための備品の購入、設備の設置、施設の改修等に補助金を交付します。（補助率 1/2、1事業者 30万円上限）

ただし、他の助成事業で支援を受けているものは除きます。

例：つい立、フェースシールドの購入、レジ前ビニールシートの設置、
換気扇の増設、飲食スペースの改修等

※ 対象イメージは裏面参照

3 対象期間

令和2年4月7日（国の緊急事態宣言発令日）以降に購入、設置したもの

4 予算額

20億円（5月定例会に追加提案）

5 交付方法

請求書、領収書、現場写真等で内容を確認し、補助金を交付

6 スケジュール

6月 9日 募集開始

7月10日 募集〆切

7月下旬～ 補助金支払い

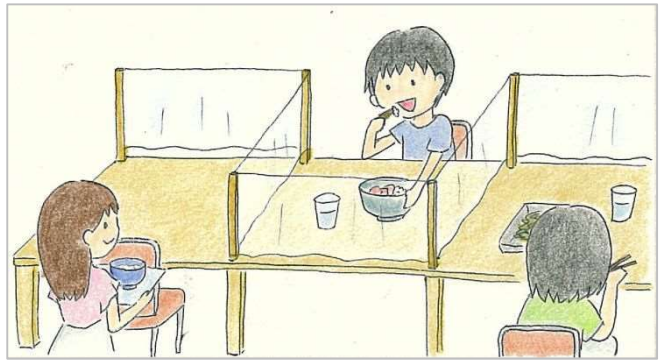
7 その他

支援内容対象イメージ

《飲食店のつい立設置》



《飲食店テーブルのビニールシート設置》



《美容師のフェースシールド着用》



《レジ前のビニールシート設置》



《待合室のつい立設置》



3 密対策事業者支援事業 対象業種一覧

1. 中小企業者の要件（下記のいずれかを満たすこと）

業種	要件	
	資本金	従業員
サービス業	5,000万円以下	100人以下
※旅館業	5,000万円以下	200人以下
※ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※食事提供施設の運営者は「資本金5,000万円以下または従業員数100人以下とする。」

2. 対象業種

産業小分類		事業所数	主な業種
56	各種商品小売業	19	従業員が常時50人以上のもの（百貨店、デパートメントストア、総合スーパー） 従業員が常時50人未満のもの（ミニスーパー、よろず屋）
57	織物・衣服・身の回り品小売業	1,012	<ul style="list-style-type: none"> ■呉服店、寝具などの小売業 呉服店、和服・反物・帯・服地・小ぎれ・裏地・らしや・ふとん・毛布・ふとん地・敷布・蚊帳・ふとん綿・丹前・ナイトガウン・まくら・マットレス小売業 ■衣服などの小売業 洋服、テーラー、学生服、作業服、ズボン、婦人服、毛皮コート、子供服・ベビー服小売業、子供服仕立業、洋裁店、ブティック（婦人服） ■靴・履物などの小売業 靴、地下足袋、靴附属品、靴注文、靴墨、履物、草履、スリッパ、サンダル、げた屋 ■その他身の回り品などの小売業 かばん、トランク、袋物、補正着、下着、装身具、化粧品道具、ワイシャツ、帽子、ネクタイ、ハンカチーフ、ふろしき、手ぬぐい、タオル、足袋、靴下、扇子、うちわ、紋章、ベルト、バックル裁縫用品、傘、ステッキ、白衣、水着（競泳用を除く）
58	飲食物品小売業	1,708	八百屋、果物屋、酒屋、食肉、鮮魚、海藻、洋和菓子、アイスクリーム、パン、折詰、調理パン、そうざい屋、持ち帰り弁当、インスタントラーメン、缶詰、調味料などの小売業（コンビニ含む）
59	機械器具小売業	1,196	自動車、二輪自動車、自転車、家電、携帯電話機など
60	その他の小売業	2,256	<ul style="list-style-type: none"> ■家具・建具・畳などの小売業 洋和家具、額縁、鏡台、じゅうたん、カーテン、ござ、神具 ■じゅう器などの小売業 刃物、くぎ、アルミニウム製品、日用雑貨、焼物、陶器、磁器、ガラス、食器 ■医薬品、化粧品などの小売業 ・医薬品、化粧品、ドラッグストア、薬局、漢方薬、調剤薬局、ファーマシー ■農耕用品などの小売業 ・農業用機械器具、鳥獣害防除器具、畜産用機器 ■燃料などの小売業 ・ガソリンスタンド、給油所、液化石油ガス（LPG）スタンド、練炭、豆炭、石炭、プロパンガス、灯油 ■書籍、文房具などの小売業 ・洋書取次店、楽器、古書籍、古雑誌、新聞取次業 ■スポーツ用品などの小売業 ・スポーツ用品・釣具、狩猟用具、運動衣、競泳用水着 ■がん具、娯楽用品などの小売業 ・おもちゃ屋、人形、模型がん具、娯楽用品（囲碁、将棋、マージャン、トランプ、花札、かるたなど）、ゲーム用ソフト ■楽器などの小売業 ・洋和楽器、ピアノ、レコード、コンパクトディスク

			<ul style="list-style-type: none"> ■写真機、時計、眼鏡などの小売業 ・撮影機、映写機、写真感光材料、眼鏡、コンタクトレンズ、望遠鏡 ■花・植木などの小売業 ・花屋、切花、植木、盆栽 ■ペット、ペット用品などの小売業 ・ペットショップ、愛がん用動物、観賞用魚、ペットフード ■中古品（他に分類されない）小売業 ・中古衣服、古道具、古楽器、古レコード、中古ゲーム用ソフト、骨とう品 ■その他 美術品、名刺、印章、印判、帆布、造花、墓石、古切手、古銭、合成洗剤、せっけん、CD/DVD/ブルーレイディスク、絵画、金/銀/白金地金
67	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)	307	生命保険業、損害保険業など
K1	不動産業	1,982	建物・土地売買業、不動産代理業・仲介業など
70	物品賃貸業	200	産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、レンタカー業など
746	写真業	91	写真撮影業。写真館、街頭写真業、宣伝写真業、出版写真業など 【商業写真業】宣伝写真業、出版写真業、広告写真業、芸術写真業
75	宿泊業	204	旅館、ホテル、簡易宿所（山小屋、カプセルホテル、民宿）、下宿、会社・団体などの宿泊施設（共済組合宿泊所、共済組合会館、保養所、会社の宿泊所）、会社の寄宿舎、会社の独身寮、学生寮、キャンプ場など
76	飲食店	3,481	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、ハンバーガー店、お好み焼きなど
77	持ち帰り・配達飲食サービス業	279	持ち帰りすし店、持ち帰り弁当屋、クレープ屋、移動販売、宅配ピザ屋、仕出し料理、デリバリー専門店、病院給食業、施設給食業など、ケータリングサービス店、病院給食業、施設給食業、配達サービス業など
78	洗濯・理容・美容・浴場業	2,469	<ul style="list-style-type: none"> ■洗濯業 ・クリーニング業、ランドリー業、クリーニング工場、布団クリーニング業、洗濯物取次業、洗濯物取次所、クリーニング取次所など ■リネンサプライ業 ・貸おむつ業、貸おしぼり業、貸ぞうきん業、貸モップ業、貸タオル業など ■理美容業 理容店、理髪店、床屋、パーパー、美容室、美容院、ビューティサロンなど ■公衆浴場 ・温泉浴場業、蒸し風呂業、砂湯業、サウナ風呂業、スパ業、鉱泉浴場業、健康ランド、スーパー銭湯、ラドン風呂業など ■その他 エステティック業、エステティックサロン、痩身術業、全身美容業、美容脱毛業、美顔術業、コインシャワー業、寝具消毒・乾燥業、コインランドリー業、マニキュア業、ベテイクケア業、ネイルサロン、衣小貸付業、張物業、湯のし業、しみぬき業、染物業、染物屋、京染屋、丸染屋、染直し業、色揚げ業、染物取次業など
791	旅行業	62	第一種・第二種・第三種旅行業、国内旅行業、海外旅行業、旅行業者代理業
793	衣服裁縫修理業	38	衣服修理業、更生仕立て直し業、裏返し業、衣服リフォーム業、和・洋服縫製業、かけはぎ業
796	冠婚葬祭業	62	葬儀屋、斎場、葬儀会館、結婚式場
79D	写真プリント, 現像・焼付業	18	写真現像・焼付業、写真引伸業、写真修正業、DPE業（現像、焼付、引伸）、DPE取次業、写真フィルム複写業

79E	他に分類されないその他の生活関連サービス業	170	<p>運転代行業、観光案内業（ガイド）、便利屋、家事代行サービス業、古綿打直し業、チケット類販売業（金券ショップ）、宝くじ売りさばき業、デパート友の会、食品質加工業（原料個人持ちのもの）（家庭消費用）、精米質加工業、結婚相談業、結婚式場紹介業、易断所、靴磨き業、ペット美容室、ドックホテル、犬猫霊園管理事務所など</p>
80	娯楽業	352	<p>■映画館 映画劇場、野外映画劇場、映画館賃貸業、ミニ・シアター、ビデオ・シアターなど</p> <p>■興行場 劇場附属の劇団・オーケストラ・歌劇団・ダンシングチーム、劇場を持つ劇団、劇場賃貸業、寄席、演芸場、相撲興行場、ボクシング場、ボクシングジム、プロレス協会</p> <p>■スポーツ施設提供業など 陸上競技場、運動広場、バレーボール場、卓球場、スケートリンク、ローラースケート場、サッカー場、プール、乗馬クラブ、フィールドアスレチック場、柔道場、弓道場、剣道場、アーチェリー場、卓球場、ゴルフ場、テニスコート、バッティングセンター、フィットネスクラブ、フィットネスジム、アスレチッククラブ</p> <p>■公園、遊園地 庭園、公園管理事務所、遊園場、テーマパーク</p> <p>■遊戯場など マーじゃんクラブ、マーじゃん荘、パチンコ店、アレンジボール店、じゃん球店、パチスロ店、ゲームセンター、カラオケボックス</p> <p>■その他 ビリヤード場、囲碁・将棋所、碁会所、囲碁センター、将棋集会所、将棋センター、ビンゴゲーム場、射的場、囲碁、将棋、ダンスホール賃貸業、ヨットハーバー、釣舟業、瀬渡船業、芸き業、プレイガイド、場外馬券売場、場外車券売場、舞台照明業、釣堀業、金魚すくい業、ダイビングサービス業など</p>
811	幼稚園	49	幼児を保育
819	幼保連携認定こども園	16	子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びに保護者に対する子育て支援
82	その他の教育，学習支援業	1,096	【指導者が教授するもの】音楽・書道・ピアノ・生花・茶道・そろばん。英会話・ヨガ・ダンス・柔道・剣道教室など
832	一般診療所	549	【19人以下が入院できる施設】診療所、医院
833	歯科診療所	375	歯科診療所、歯科医院
834	助産・看護業	32	助産所、はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所、あん摩業、マッサージ業
85	社会保険・社会福祉・介護事業	931	保育所、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護老人保健施設、生涯者支援施設、学童保育所、子ども食堂など
計		18,954	

PayPay と連携した大型ポイントバックキャンペーンについて

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の飲食業、小売業等への支援を目的に、モバイル決済サービスを提供する PayPay(ペイペイ)株式会社と連携したキャンペーンを実施いたします。



1 キャンペーン概要

事前に PayPay に登録した利用者が、市内の対象店舗で PayPay を利用して支払いをした場合、30%のポイントバックを受けることができます。

(ポイントバック上限額：2,000 円/回、10,000 円/月)

合わせて特別キャンペーン(100 回に 1 回の確率で決済額全額が戻ってくる(ポイントバック上限 10 万円))も実施予定。

2 対象店舗

PayPay 加盟店(約 6,000 店舗)の中から、飲食、小売、サービス業などを中心に調整。

なお、キャンペーン対象店舗には、店頭で専用ポスターやステッカーを掲示する予定。

3 実施時期

7月1日(水)～8月31日(月)予定。

開始前に1カ月程度の周知期間を設定し、PayPay 側にて利用可能店舗を増やす予定。

4 予算額

2億円

5 その他

詳細については、決定次第改めてお知らせします。



【参考】

- ・ PayPay 株式会社の共同出資者であるヤフー株式会社、ソフトバンク株式会社と本市は連携協定を締結。（締結日 ヤフー株式会社：平成 21 年 4 月 1 日、ソフトバンク株式会社：令和 2 年 3 月 23 日）
- ・ PayPay 株式会社
ソフトバンクグループ株式会社とソフトバンク株式会社、ヤフー株式会社の 3 社の共同出資により、2018 年 6 月 15 日設立。事業内容は、モバイルペイメント等電子決済サービスの開発提供。

市立小中学校及び市立高等学校の再開の方針等について

学校教育部

1 方針

- ・ 国の緊急事態宣言を受け、5月31日（日）までを臨時休業期間としていたが、学校の再開を前倒し、感染症対策を徹底した上で、5月18日（月）から段階的に学校を再開する。
- ・ 今後の国・県の動向や本市の状況を総合的に判断し、臨時休業措置を行う場合もある。

※参考

○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年5月4日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

文部科学省は、（略）臨時休業の実施に係る考え方について周知を行い、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく。（略）

2 学校再開の理由

- (1) 5月31日（日）までの期間、全国を対象に発令されていた緊急事態宣言が、5月14日（木）に見直され、静岡県は対象地域から解除されたこと。
- (2) 本市では4月8日以降、1か月以上の間、新たな新型コロナウイルス感染者が発生していない状況であること。
- (3) 子供の健やかな学びを保障するため、感染リスクを低減させながら教育活動を再開する必要があること。

3 学校再開スケジュール

期間	登校	小学校				
		中学校				放課後児童会 (土日祝除く)
		授業日	部活動	給食	学校自習学習 (土日祝除く)	
4/10(金) ～ 5/17(日)	臨時休業 週1回程度の登校日の設定 家庭訪問・面談等	×	×	×	○	○ 利用自粛
5/18(月) ～ 5/24(日)	学校再開 ①週1～3回程度の登校(分散登校等) 各学校の実情に応じ対応(回数等)	○ 一部活動自粛	×	×	○ 午前迄の授業日 登校しない日等	○ 原則13時以降
5/25(月) ～ 5/31(日)	②週5日の登校 各学校の実情に応じ対応(午前等)	○ 一部活動自粛	×	×	○ 午前迄の授業日	○ 原則13時以降
6/1(月) ～	③通常登校	○	○ 段階的に再開	○	×	○

4 感染症対策について

- (1) 手洗いや咳エチケット、換気などの基本的な感染症対策を徹底するとともに、三つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）が重ならないように留意するなど、教育活動の実施内容や方法を工夫する（学校における感染症対策マニュアルを策定中）。
- (2) 5月31日までは、感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い教育活動（歌唱指導、調理実習、体育で組み合ったり接触したりする運動、密集して長時間行うグループ活動等）は行わない。

5 酸性電解水生成器の設置について

(1) 目的

- ・学校再開にあたり、集団感染リスクを避け感染症対策を徹底し、児童生徒の安全安心な環境を確保していくための一つ的手段として、酸性電解水（次亜塩素酸水）生成器を設置する。

(2) 背景

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、多くの消毒液が必要である。
- ・全国各地において消毒液の需要が高く、取得が困難な状況となっている。

(3) 事業内容

すべての市立小中高等学校（143校）へ酸性電解水生成器を設置する。

① 事業費 66,004千円

- ・機器の設置 57,200千円
- ・スプレーボトル 2,890千円
- ・電解補助液 5,914千円

② 活用方法

- ・児童生徒等の手指用除菌
- ・教室等の清拭用除菌

手指用除菌液の使用イメージ



清拭用除菌液の使用イメージ



就学前施設の対応について

○ 市立幼稚園

- ・ 感染防止対策を徹底した上で、5月18日(月)から段階的に幼稚園を再開する。
(登園日数や教育時間は各園の実情に応じ対応)
- ・ 6月1日(月)から通常登園とする。
- ・ 再開後、保護者から感染予防のため登園を自粛したいという申し出があった場合は、保護者の意向を尊重する。

○ 保育所、認定こども園、地域型保育事業

- ・ 保育を必要とする方の利用を妨げることのないよう留意の上、登園自粛の要請を5月31日(日)まで継続する。
- ・ 6月1日(月)から通常開所とする。

※ 5月15日時点における対応方針であり、今後の状況により変更となる可能性がある。

浜松市休業要請協力金受付状況等について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、浜松市の休業要請の対象となる施設・店舗のうち、感染拡大防止に協力いただいた事業者に対して協力金を支給する。

休業要請を解除した日から協力金の支給申請を受け付けるとともに、協力金対応チームの設置及び協力金専用ダイヤルを開設した。

なお、浜松市休業要請協力金の受付状況等は以下のとおり。

1 受付開始日

5月7日（木）

同日 15時専用ダイヤル開設

2 申請方法

郵送 5月7日（木）開始

オンライン 5月11日（月）開始

3 受付状況等（令和2年5月14日現在）

(1) 申請件数	郵送等	1,527件
	オンライン	708件
	合計	2,235件（審査完了数1,726件、77.23%）

(2) 専用ダイヤル対応件数 850件

4 支給状況

5月15日支給分 733件 391,000千円

※上記審査完了数1,726件との差分993件については来週支給

浜松市特別定額給付金電話対応件数等について

1 新型コロナコールセンター電話対応件数

5,533 件（5月1日（金）から5月14（木）まで）

2 申請件数

21,610 件（5月8日（金）から5月14日（木）まで）

<内訳>

・オンライン申請：8,146 件

・早期特別申請：13,464 件

計：21,610 件

3 給付件数・金額

5,458 件、1,437,000 千円（5月12日（火）から5月15日（金）まで）

特別定額給付金「早期特別申請」受付期日の変更について

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施している特別定額給付金について、全世帯への申請書の郵送を、当初予定していた6月上旬から5月29日へ前倒しして実施することになりました。

これに伴い、早期特別申請と郵送申請との混乱を避けるため、早期特別申請の受付期限を当初の5月31日から5月22日までに変更します。

1 「早期特別申請」の受付終了日

令和2年5月22日（金）まで（必着）

2 全世帯に送付する申請書による「郵送申請」

（1）申請書の発送開始日

令和2年5月29日（金）から

（2）郵送申請の受付期間

令和2年9月8日（火）まで（必着）

（3）郵送申請の方法

市から送付された申請書に振込先口座情報等を記入のうえ、本人確認書類・振込先口座確認書類とともに、同封の返信用封筒により返送（郵送）してください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申請書はご自宅等でご記入のうえ、郵送により提出をお願いします。市役所の窓口での受付は行いません。

5 参考

市で行っている3つの申請受付方法の受付期間は、以下のとおりとなります。

（1）早期特別申請（市のホームページから様式をダウンロードして申請する方法）

令和2年5月22日（金）まで（必着）

（2）オンライン申請（マイナンバーカードを利用したオンラインで申請する方法）

令和2年9月8日（火）まで

（3）郵送申請（全世帯に送付する申請者で申請する方法）

令和2年9月8日（火）まで（必着）

「新型コロナコールセンター」フリーダイヤルの開設について

5月1日から「新型コロナコールセンター」を開設し、新型コロナウイルス感染症に係る市民の皆様からのお問い合わせや相談に応じていますが、5月15日（金）から、下記のとおりフリーダイヤルによる案内を開始いたします。通話料は市が負担します。自動音声ガイダンスにより、問い合わせや相談の種類に応じた窓口をご案内します。

記

1 開始日時

令和2年5月15日（金）午前8時30分から




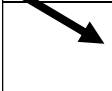
※現在使用している新型コロナコールセンター及び帰国者・接触者相談センターの電話番号は、これ以降利用できません。

2 新型コロナコールセンター電話番号

0120-368-567（通話料無料）

※音声ガイダンスに従って、窓口を選んでください。

問い合わせや相談の内容により、各窓口の受付時間は異なります。

	問い合わせ・相談窓口	受付時間
1	感染の恐れがある方や感染予防に関する問い合わせ・相談  症状があつて感染の恐れがある方（帰国者・接触者相談センター）	24時間受付
	感染予防に関すること 	午前8時30分～午後5時15分 土曜日・日曜日・祝日を除く。
2	中小企業などを経営されている方  休業要請協力金に関すること	午前10時～午後5時
		 中小企業向けの融資制度などに関すること
3	特別定額給付金やその他の問い合わせ・相談	午前8時30分～午後5時15分

今後の行動変容に関する国専門家会議の提言について

5月4日の国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、感染拡大を予防する新しい生活様式と業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点が提言された。

提言の内容について市民への周知を図るとともに、今後の行政サービス等にも反映するもの。

1 「新しい生活様式」への移行について

- 提言では、新規感染者数が限定的な地域でも、再度感染拡大の可能性があり、長丁場に備え、感染拡大を予防する新しい生活様式への移行が必要と指摘
- 感染予防のため、飛沫感染、接触感染、近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式の実践が必要（「新しい生活様式」実践例参照）

2 事業者が提供するサービスにおける感染拡大予防の留意点

- ・ 入場者の整理（発熱、感冒様症状を呈している者の入場制限含む）
- ・ 手指の消毒設備の設置
- ・ マスクの着用（従業員、入場者への周知）
- ・ 対人距離の確保（2m目安）
- ・ 施設の換気
- ・ 施設の消毒（他者と共有する物品やドアノブなど高頻度接触部位は特に注意）
- ・ 高齢者や持病のある方は、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供にあたっては慎重で徹底した対応を検討
- ・ クラスタが発生している施設等においては格段の留意が必要

※施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）参照

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくな**ら屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったら**まず手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

内閣官房新型コロナウイルス感染症
対策推進室作成

		屋内							
屋外		映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店	
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限	入場人数の制限・ 滞在時間の制限						入場人数の 制限・滞在 時間の制限	
密集	接触 スポーツの 制限	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	乗車人数 制限・ 時差通勤 座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける	
密閉	—	頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席 2方向換気	
		マスク着用							
		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける							
衛生 対策 ・ その他	スポーツ後 の飲み会等 は控える	入場時手指衛生						こまめな 手洗い	入場時 手指衛生
	共用物品・設備の消毒（ディスプレイの利用も）、キャッシュレス								
	—	（滞在時間が長い場合）入場時体調チェック						—	—
		従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散							

ウイルスが広がらないように
 するために大切なこと

はまつし じっせんれい
 浜松市の実践例

あたら せいかつようしき
 〈新しい生活様式〉

浜松市

はな
 離れる

マスを着ける

て あら
 手を洗う

ともだち あ そと
 友達と会うなら外

しょうめん さ
 正面を避ける

出世大名 家康くん
 出世法師 直虎ちゃん

暮らし (例)

か もの
 買い物

ひとり すく ひと
 1人か少ない人で
 すいた時間に

うんどう
 運動

いえ どうが つか
 家で動画を使って

しょくじ
 食事

テークアウト・デリバリー

働くとき (例)

いえ しごと
 家で仕事

い かね じかん
 行き帰りの時間をずらす

かいぎ
 会議はオンラインで

新型コロナウイルス感染症対策に関する基金の設置について

- 1 名称 (仮) 新型コロナウイルス感染症対策基金
- 2 財源 寄附金
- 3 基金の用途
 - 感染症対策事業
 - 感染症防止対策事業
 - 感染症の影響を受けている事業者への支援事業
 - 臨時休業に伴う児童・生徒の支援事業 など
- 4 その他
 - 条例案を5月市議会定例会に追加提案予定

市長からのメッセージ

- ◎5月14日に静岡県を含む39県で緊急事態宣言は解除されましたが、市民の皆様には、人と人の距離を確保することやマスクの着用、手洗いの3つを感染防止の基本とする「新しい生活様式」の取組みにご協力をお願いします。
- ◎浜松市は、この「新しい生活様式」を推進するため、お客様が安心して来店できるよう、飲食店や小売店など中小サービス事業者の取り組む「3密」の回避のための換気扇や間仕切りなどの設備の導入を支援してまいります。
- ◎さらに、電子決済サービス「Pay Pay（ペイペイ）」と連携し、市独自のポイント還元キャンペーンを7月1日から8月31日の2カ月間実施し、飲食店、小売店などの支援を通じて事業者の経営環境の改善と地域経済の影響の緩和に取り組んでまいります。
- ◎市立小中学校、市立高等学校及び市立幼稚園につきましては、5月18日月曜日から授業又は登園を段階的に再開し、6月1日月曜日から通常登校、通常登園といたします。全ての学校に次亜塩素酸水を生成する機械を設置して感染防止対策に努めてまいります。
- ◎保育所等につきましても、6月1日から通常開所といたします。
- ◎今後も、非常時から通常時に戻るために必要な対応を着実に実施してまいります。
- ◎市民の皆様には、感染症拡大と集団感染の発生を防止するため、大都市圏との往来や不要不急な外出は慎んでいただき、「ウイルスを持ち込まない、持ち込ませない」対策の徹底に引き続きご協力ください。